

土浦市防犯カメラ設置事業  
補助金申請の手引き



令和8年4月  
土浦市生活安全課

本手引きは、防犯カメラの設置補助事業に関する基本的な考え方や取扱いを分かりやすく示したものです。

実際の補助金交付に当たっては、要項の規定に基づき、申請内容や設置場所の状況等を鑑みて、総合的に判断いたします。

なお、具体的な内容については、事前に市へご相談いただくことで、より円滑な手続きが可能となります。

## 防犯カメラ設置補助金交付要項の概要について

### 1 目的

市内の犯罪に対する抑止力の向上を図り、安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的として交付する。

### 2 補助の対象となる団体

自主防犯活動の補完として防犯カメラを新たに購入し、設置する町内会等  
※町内会等とは、町内会、自治会その他これらに類する住民団体をいう。

### 3 補助交付の要件

補助金の交付の対象となる者は、自主防犯活動の補完として防犯カメラを新たに購入し、設置する町内会等であって、かつ、当該防犯カメラの設置に関し、国又は地方公共団体が実施する他の補助制度による補助金等の交付を受けていないこと及び防犯カメラの設置、管理、運用等に関し、別表に定める基準を遵守できる町内会等とする。

### 4 補助の対象となる費用

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラの設置を表示する表示板等の購入費及び設置工事費
- (3) その他市長が特に必要であると認める経費

※既存の防犯カメラの撤去又は移設に係る費用、土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用、防犯カメラの維持、管理又は修繕に要する費用は補助対象外となる。

### 5 補助金額等

- (1) 補助対象費用の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数切り捨て）
- (2) 限度額は、1台につき20万円とする。
- (3) 1町内会等につき、防犯カメラ2台を限度とする。

### 別表

遵守する事項	内容
1 団体の責務に関すること。	画像に含まれる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年土浦市条例第8号）及び土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例等施行規則（令和5年土浦市規則第12号）その他個人情報の保護に関する規定を遵守しなければならない。
2 防犯カメラの設置に関すること。	（1）防犯カメラによる撮影及び撮影した映像の録画をすること（以下この項において「防犯カメラによる撮影等」という。）ができる区域は、設置場所及びその周辺の公共の空間としなければならない。

	<p>(2) 前号に規定する運用区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨の表示をしなければならない。</p> <p>(3) 防犯カメラによる撮影等は、公共の空間を広範囲にわたるように行い、特定の物又は個人について行うことがないようにしなければならない。</p> <p>(4) 防犯カメラの稼働日及び稼働時間は24時間としなければならない。</p>
<p>3 防犯カメラの管理に関すること。</p>	<p>(1) 管理責任者等は、画像の漏えい及び流出の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 管理責任者等は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても、同様とする。</p> <p>(3) 運用責任者以外の者は、防犯カメラの撮影等を行うことができない。ただし、管理責任者が防犯カメラの管理及び設置のために行う場合又は運用責任者が許可した場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 前号ただし書きの規定による許可等を受けた者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。</p> <p>(5) 画像の記録媒体を廃棄する場合は、記録媒体を破砕する等の処理を行い、画像を再生できない状態にしなければならない。</p>
<p>4 画像等の管理に関すること。</p>	<p>(1) 運用責任者は、画像を保存するときは、当該画像を加工してはならない。</p> <p>(2) 運用責任者は、画像を複製してはならない。ただし、次号アからウに掲げるいずれかに該当し、当該画像を第三者に提供するときは、この限りでない。</p> <p>(3) 運用責任者は、次に掲げる場合を除き、犯罪の予防その他公共の安全の維持以外の目的のために画像（個人情報保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報が含まれているものを除く。）を利用し、又は第三者に提供し、若しくは閲覧させてはならない。</p> <p>ア 法令等の規定に基づく場合</p> <p>イ 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合</p> <p>ウ 捜査機関から犯罪、事故の捜査等のために文書にて情報提供を求められた場合</p> <p>(4) 運用責任者は、前号の規定により画像を提供し、又は閲覧させたときは、その日時、場所、閲覧者、目的、閲覧した画像の範囲等を防犯カメラの画像の提供及び<b>閲覧記録簿（様式11号）</b>に記録し、これを1年間保管しなければならない。</p> <p>(5) 画像データは、録画日の翌日から起算して原則7日間保存し、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合は、上書きを自動的に行わなければならない。</p>

# 目 次

- I 補助制度の詳細 . . . . . P 1
- II 防犯カメラ設置までの準備 . . . . P 2 ~ 4
- III 補助金申請の手続きについて . . . P 5 ~ 1 0
- IV 維持管理について . . . . . P 1 1
- V Q & A . . . . . P 1 2 ~ 1 6
  
- 参考様式・申請書類等 . . . P 1 6 以降

## I 補助制度の詳細

### 1 補助対象となる防犯カメラ

(1) 地域における犯罪の予防その他公共の安全の維持及び自主防犯活動を補完する目的で、防犯カメラを新たに購入し、設置する不特定多数の人が利用する道路等の公共空間を撮影するもの。

(2) 以下の基準を満たしている防犯カメラ

防犯カメラの性能	画素数が200万画素以上であること。
	時刻機能を有すること。
	夜間においても人物等が特定できる撮影機能があること。
	記録した映像を7日以上保存できること。
	防水及び防塵機能を有すること。

(3) 「防犯カメラ管理運用規程」に沿って管理・運用がなされること。

(4) 設置後の電気代や保守点検費用等の負担が町内会等において可能なもの。

(5) 最低5年間継続して使用するもの(一時的に設置する防犯カメラは補助対象外)

### 2 補助内容

町内会等に対して、防犯カメラの購入、基本的には設置工事等に要する以下の経費が補助対象となります。ただし、場合によっては対象か検討する必要がありますので適宜ご相談ください。業者や設置箇所の事情等より相場が変動する可能性があります。

項目	内容	相場
①	カメラ・録画装置等の購入費	5万～30万円
②	専用ポール等の設置工事費	15万～40万円
③	ケーブル設置工事費	3万～10万円
④	看板の購入・設置費	1万～5万円
⑤	東電手続き費用(共架申請等)	0.5万～3万円
⑥	映像確認用機器(PC等)	5万～15万円

### 3 補助金交付申請の検討について

防犯カメラの設置補助金申請を希望する場合は、土浦市役所生活安全課交通防犯係まで事前にご相談ください。詳細のヒアリング・今後の流れの説明・事前協議のスケジュール調整等を行います。

## II 防犯カメラ設置までの準備

### 1 設置目的・場所・撮影範囲等の検討について

設置目的及び場所の選定に当たっては、はじめに町内会等で協議していただき、設置場所・台数・撮影範囲・撮影対象・設置予算等を検討してください。

また防犯カメラの設置について、**町内会等の総意を明らかにする同意書又は決議書・撮影範囲に含まれる住居の住民については、撮影範囲に入る住民の同意書**がそれぞれ必要書類となります。

上記書類がなぜ必要か・・・

#### ★ プライバシーを守るため

撮影範囲に入る住民からすると24時間自身の住居・生活の様子の一部が映るため、プライバシー保護の観点より、事前に同意をいただく必要があります。

#### ★ トラブルを防ぐため

補助対象である町内会等で、設置後に「知らなかった」「聞いていない」といった行き違いを防ぎ、地域の中で安心して運用していくためです。

#### ★ 地域で合意された取り組みであることの確認

防犯カメラは地域全体の安全のためのものなので、町内会等で話し合い、皆さんの理解のもとで進めることが重要です。

なお撮影範囲については、ごみ集積場所のみや特定の建物や個人を撮影するために設置する防犯カメラは補助対象となりません。

**「設置目的・撮影範囲・撮影対象の関係性が要点となります」**

## 補助対象外の例

- ・ **不法投棄対策を目的としてごみ集積場を撮影範囲とするカメラは、撮影対象が主に集積場を利用する住民に限定される**可能性が高いです。この場合、本事業の要項に則った適切な防犯目的であっても、特定の場所における特定の人物（集積場を利用する住民）の行動を継続的に捉えることとなり、プライバシー上の問題が生じるおそれがあります。
- ・ **生徒の安全確保目的のために通学路を撮影範囲とする場合、撮影対象が特定の生徒に限定される**可能性が高いです。上記の考え方と同様であるため、対象外となります。

※主たる設置目的・撮影範囲・撮影対象が不特定多数の物又は人物に対する場合において、撮影範囲に通学路やごみ集積所等が付随的に含まれるときは、この限りではありません。例えば、**防犯目的**で交差点や公園等の**不特定多数が利用する場所を主たる撮影範囲・撮影対象**として設置した結果、その一部として通学路やごみ集積所が画角内に含まれる場合がこれに該当します。ただし、本事業は公益性の高い事業を支援するものであるため、撮影範囲として、公共の場所又は撮影区域の2分の1以上の面積が公道であることが必要です。

## 補助対象内の例

- ・ **交通事故の抑止・発生状況の把握目的で、交差点を撮影範囲としたカメラの場合、撮影対象は不特定多数の物（車両）・人物（通行人）が利用する公共空間**であるため、補助対象です。

### 2 資金計画、維持管理計画の検討について

防犯カメラの設置を希望する場合は、設置費用のうち町内会等の負担分に加え、電気代・消耗品費・修理費などの維持管理費や、将来的な機器更新も見据えた資金計画を立ててください。なお、設置後の維持管理費は市の補助対象外であり、申請団体の負担となりますので、計画的に導入してください。

### 3 設置場所について

特段指定はありません。既設の電柱に防犯カメラを設置する場合、柱を新設する必要がないことから、比較的安価に設置ができます。

### **(1) 私有地・民地の場合**

**土浦市防犯カメラの設置に伴う土地・建物使用同意書（様式第3号）又は許可関係書類**を補助申請書の添付書類として提出していただきます。所有者に説明を行い、同意を得てください。所有者に無許可で設置することはトラブルになります。

### **(2) 電柱に設置する場合**

まずは東京電力エナジーパートナー（0120-995-001）に町内会が設置検討している旨をご相談ください。その後、施工が決まった段階で基本的には工事会社より電柱の所有者である東京電力へ共架の申請・占有許可等の必要手続きをしてもらえます。

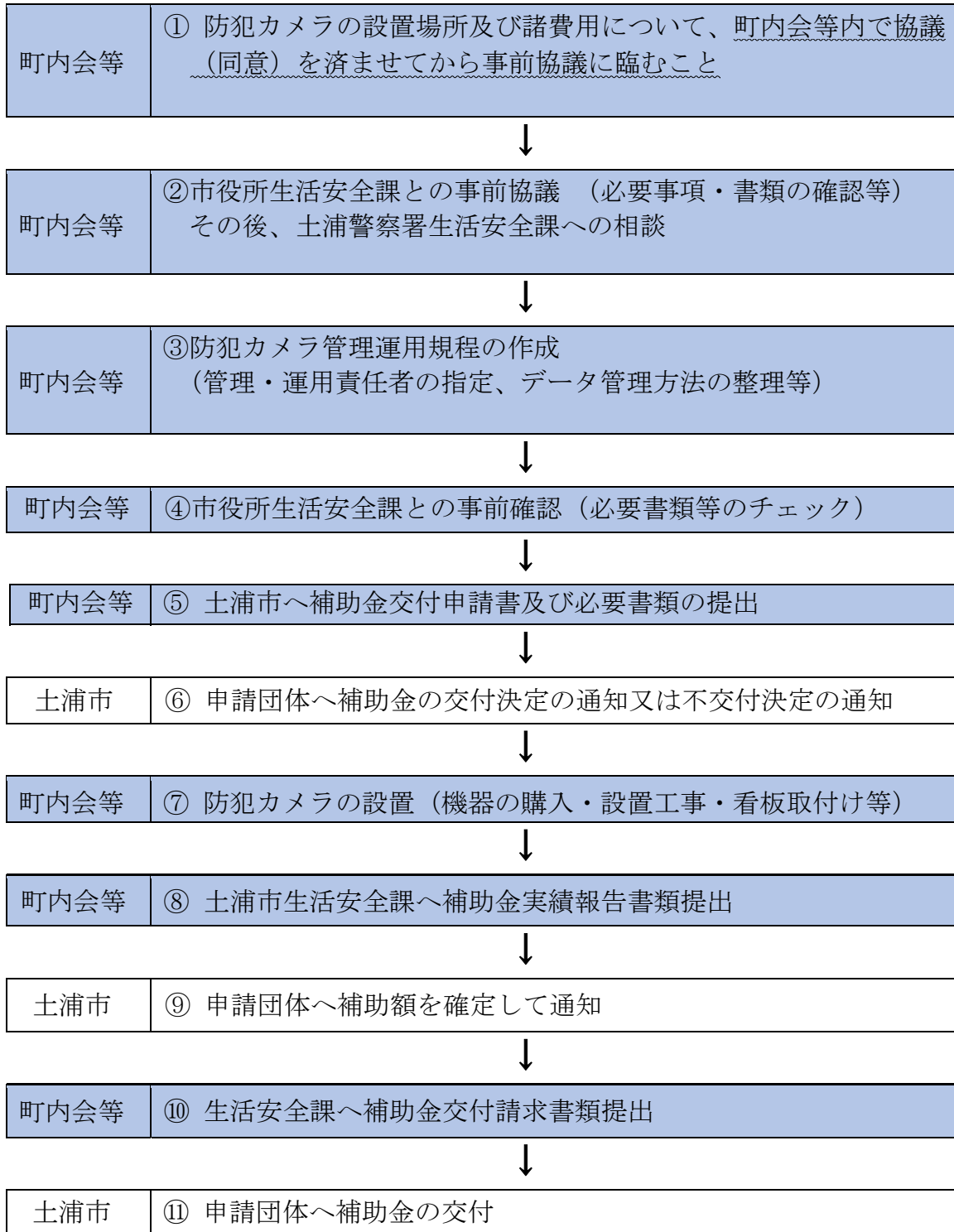
### **(3) 公園に設置する場合**

本市の公園施設管理課の施設設置許可が必要になります。まずは生活安全課へご相談いただき、内容に沿ったご案内をいたします。

### Ⅲ 補助金申請の手続きについて

#### 1 補助金申請手続きの概要

#### <防犯カメラ設置申し込みから交付までの流れ>



## 【流れの詳細】

### ① 町内会での事前協議【町内会等】

○防犯カメラの設置場所及び諸費用について町内会等内で協議し、設置場所・台数・設置目的・撮影範囲・撮影対象・機種選定、設置費用の算定等を決めてください。その中で、「**防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを明らかにする同意書又は決議書（任意様式・本手引き終盤に参考様式あり）**」が申請時の必要書類となります。

また、この段階で設置工事に関するお見積書を事業者より取っていただいで構いません。

○設置場所が民地等の場合は、土地所有者と協議し、防犯カメラを設置する同意を得て、「**土浦市防犯カメラの設置に伴う土地・建物使用同意書（様式第3号）又は許可関係書類**」の提出が申請時に必要となります。

○防犯カメラの撮影範囲に入る住居の住民に対して、同意書が必要となります。町内会等より対象の住民の方に詳細をお伝えいただき、「**土浦市住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書（様式第4号）**」を申請時にご提出ください。

### ② 市役所生活安全課との事前協議及び土浦警察署生活安全課への相談

上記完了後、市役所生活安全課へご連絡ください。事前協議の日程を調整します。協議当日は、**防犯カメラ設置事業計画書（様式第2号）**など、設置に関する書類を暫定版で構いませんのでご持参ください。申請前の進捗確認と今後の流れをご案内します。

**その後**、土浦警察署生活安全課にて、設置場所や撮影範囲について専門的な意見を踏まえた相談を行い、その内容を町内会等で取りまとめ、「**管轄警察署の意見書（様式第5号）**」に記入してください。こちらは申請時の提出書類となります。

### ③ 防犯カメラ管理運用規程の作成【町内会等】

次の事項を定めた「**防犯カメラ管理運用規程（任意様式・本手引き終盤に参考様式あり）**」を定めてください。

- 防犯カメラの設置目的   ○防犯カメラの設置者、管理責任者及び運用責任者
- 防犯カメラの設置場所・設置台数   ○管理及び運用
- 個人情報映像データの適正な管理   ○保守点検について
- 撮影した画像の利用及び提供の制限   ○苦情処理に関する事項   等

防犯カメラは便利な一方で、使い方を間違えると大きなトラブルとなる可能性があり、「誰が・何を・どこまでやっていいか」を明示できるようにしておく必要があります。

### ■ 具体的に防げるトラブル

- ・誰でも勝手に映像を見る
- ・気になる人を勝手に監視する
- ・映像を外に漏らす
- ・苦情が来ても対応できない

→規程があることで「それはルール違反です」と明確に言える

### ■ 現場的なメリット

- ・役員が変わっても運用がブレない
- ・住民に説明しやすい
- ・苦情対応の根拠になる

いわば「町内会等を守る盾」となるためお手数ですが必要となります。

### ④ 市役所生活安全課との事前確認【町内会等⇔土浦市】

必要書類の最終確認、今後の流れ等を申請前に町内会等と擦り合わせます。申請後の要修正が減ることで、町内会側の負担を軽減する狙いです。

### ⑤ 補助金交付申請【町内会等 ⇒ 土浦市】

防犯カメラの設置台数に応じ、「土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添付してご提出ください。

## 《必要書類》

### ○防犯カメラ設置事業計画書（様式第2号）

○防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを明らかにする同意書又は決議書（任意様式・本手引き終盤に参考様式あり）

○防犯カメラの設置位置図及び撮影範囲が分かる平面図（任意様式・本手引き終盤に参考様式あり）

○防犯カメラの設置箇所の現況写真

○防犯カメラの仕様が分かるカタログ等の書類

○防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書

### ○土浦市防犯カメラの設置に伴う土地・建物使用同意書（様式第3号）又は許可関係書類

### ○土浦市住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書（様式第4号）

### ○管轄警察署の意見書（様式第5号）

○防犯カメラ管理運用規程の写し

○その他市長が必要と認める書類

※設置場所、撮影範囲、設置目的、経費の内訳等が機器ごとに異なり、それぞれについて適否を個別に審査する必要があるため、申請は防犯カメラ1基ごとに行うものとしています。1回の申請で2基申請希望の場合は、申請書や見積書、実績報告書、請求書等の必要書類を合わせて2部提出していただくことになります。ただし、1部で2基分の情報が適切に分かる書類（管理運用規程や決議書等）の場合はこの限りではありません。

**⑥ 補助金の交付決定・不交付決定の通知【土浦市 ⇒ 町内会等】**

交付申請書の内容を審査し、結果を「土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号又は7号）」により通知します。

**⑦ 防犯カメラの設置【町内会等 ⇒ 防犯カメラ設置事業者等】**

補助金の交付決定後、防犯カメラの設置を設置事業者へ発注し、着工してください。その際、防犯カメラを設置していることを示す看板の設置も忘れずをお願いいたします。看板には設置する防犯カメラの管理先（町内会名）を入れるようにしてください。

**⑧ 補助金実績報告【町内会等 ⇒ 土浦市】**

防犯カメラを設置し、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内に、「土浦市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（様式第8号）」に必要書類を添付してご提出ください。

**【必要書類】**

- 防犯カメラ設置後の現況写真
- 防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- その他市長が必要と認める書類

**⑨ 補助金の交付額確定【土浦市 ⇒ 町内会等】**

提出された実績報告書の内容を審査の上、補助金額を確定します。

なお、確定の通知は、「土浦市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書（様式第9号）」により通知します。

**⑩ 補助金の交付請求**

「土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（様式第10号）」により、⑨の通知を受けた日から起算して14日を経過する日までにご請求ください。補助金確定後、支払処理を速やかに行う目的です。

**⑪ 補助金の交付**

交付請求後、ご指定の口座に振込みいたします。

## 2 留意点

### (1) 補助金の交付決定

申請書類提出後は、内容の確認や修正依頼が入る場合があります。そのため、必ず交付決定通知書が届いてから、事業者との契約および施工を開始してください。通知前に施工した場合や施工後に申請した場合は、補助金の交付要件を満たさず、全額自己負担となる可能性がありますのでご注意ください。

### (2) 交付決定の取り消し・補助金の返還

補助金の交付を受けようとする町内会等が偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた場合には、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

### (3) 交付決定後に申請時の計画と内容に変更が生じた場合

まずは生活安全課にご相談ください。軽微なものであれば事業継続となりますが、規模によっては交付決定を取り消し、改めて申請をしていただく場合があります。

重要な例) 設置場所や撮影範囲の変更

軽微な例) 設置位置の微調整 (5 mの場所に設置→6 mにする)

## IV 維持管理について

### 1 保守点検等

防犯カメラの運用に支障をきたさないよう、自主点検のほか、点検の頻度や点検にかかる費用を確認し、業者等への保守点検の委託などをご検討ください。必要により維持管理状況などについて報告を求める場合があります。

### 2 防犯カメラの管理について

設置者は、適切な管理を図るため、管理責任者・運用責任者を選任してください。

**管理責任者**：防犯カメラの画像データの管理や機器保全の責任者

**運用責任者**：防犯カメラの画像の抽出など実質的な機器操作の責任者

※管理責任者・運用責任者を管理責任者等と別表にて表現する。

### 3 維持管理費について

維持管理には、主に下記の費用が必要となります。詳しくは事業者にお問い合わせください。業者や設置箇所の状況等により変動することがあります。

項目	費用（単位：年）
電気代	3万～6万円
通信費	1万円～
任意保険料	1万円前後
業者による保守点検	2万円～

### 4 関係書類の保存

補助金交付を受けた町内会等は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する年度の終了後5年間は保存してください。補助事業の適正な確認及び事後対応に備えるためです。

### 5 事故の賠償等

防犯カメラの落下などにより、第三者に被害を与えてしまった場合、その管理責任が問われることもありますので、防犯カメラや専用柱などの定期点検のほか、**任意保険の加入等もご検討ください**。土浦市では、町内会等が設置する防犯カメラに関するトラブルに関して、一切責任を負いません。

## V Q & A

Q 1 補助を受けることができる団体等について具体的に教えてください。

- A ○○○町内会、町会、自治会、区等の住民自治組織です。  
地域全体の防犯力向上を目的とした公益性の高い事業を支援するものであるため、個人は補助対象外となります。

Q 2 補助の対象となる経費、費用について教えてください。

- A 防犯カメラの設置から稼働までの一切の費用を対象としますが、既存の防犯カメラの撤去又は移設に係る費用、土地の造成に係る費用（例：整地、地盤改良、舗装工事）、土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用、防犯カメラの維持、管理又は修繕に要する費用は補助の対象経費にはなりません。

Q 3 補助を受けることができない設置目的とはどのような場合ですか。

- A 補助対象外となるのは、防犯目的ではなく、施設管理や特定の物・人物の監視等を目的とする場合です。例えば、ごみ集積所の分別監視や駐車場の利用状況の確認、特定の人物の行動把握を目的とするものは、本事業の趣旨に適合しません。また、防犯目的であっても、特定の住宅や私有地を主に撮影するなど公共性に欠けるものや、管理する町内会等が任意の判断で随時映像を閲覧することを前提とした運用は、本事業においては適切な運用が確保されないおそれがあることから、補助対象外となります。

Q 4 防犯カメラの設置を表示する表示板の大きさや表記方法など決まっていますか。

- A 特に決まりはありませんが、表示板(看板)には最低限設置管理している『町内会等の名称』及び『防犯カメラ作動中』などを明らかにする必要があります。表示板を設置することで、地域住民や通行人、犯罪を企てている者に対して防犯カメラの設置が広く認識され、犯罪の抑止効果に期待ができます。

Q 5 防犯カメラのリースは補助対象となりますか。

- A 対象外です。リースとは、機器を購入するのではなく、リース会社が所有する機器を月額料金で長期間借りて使用する仕組みです。本補助制度は、防犯カメラの設置に係る初期費用のみを対象としていますが、リース契約では、機器費用のほか、保守費用や通信費、手数料等が月額料金として一体的に含まれていることが一般的です。例えば、月額料金（例：5,000円×60か月）の中で、どこまでが機器の設置費用に当たるのかを区分することが困難です。このため、結果として維持管理費等を含めた補助となるおそれがあることから、補助対象外としています。

Q 6 屋内に設置する防犯カメラは補助対象になりますか。

- A 屋内の防犯カメラは補助対象外です。公益性の高い事業を支援するものであるため、屋内に設置される場合、主に特定の個人又は内部管理に利用される可能性が高いと考えられます。そのため、公共性の観点から補助対象外としています。

Q 7 警察への事前の相談は必要ですか。

- A 必要です。犯罪の発生場所・撮影角度等、専門的な助言をいただくことで設置効果を一層高めることが期待できます。設置予定場所の詳細（経緯・目的・撮影範囲等）を伝え、警察からの意見を聴取したうえで最終的な事業内容を決めるようにしてください。

Q 8 電柱（東京電力・NTT東日本）への設置はできますか。

- A 団体からの申請であれば電柱への設置は可能です。希望される場合は、電柱の所有者（東京電力・NTT東日本）へ町内会等から設置が可能かどうかの相談をお願いします。設置するにあたり必要な申請（共架・占有等）は施工依頼先の事業者が基本的に行います。

Q 9 補助金の交付申請書はいつまでに提出すればいいのですか。

- A 補助金の交付を受けようとする年度の12月末日（市役所の開庁日）までが申請書の提出期限になります。工事完了するまでに一般的に3ヶ月前後要します。補助金の支払いは年度内に完了させなくてはならないため、年度末から逆算して3ヶ月を引いた12月末日を提出期限としています。

Q 10 防犯カメラの設置工事は完了までどれくらいの期間を要しますか。

- A 一般的に3ヶ月前後ですが、設置場所の状況（周囲の環境的に配電に時間を要する・業者の在庫が一時的に切れている・東電からの許可が中々おりない）によっては半年かかることもあります。可能であれば事前に工事期間を確認し、申請時期を検討してください。

Q 11 今年度は申請準備が間に合わず申請できないが、来年度も申請できますか。

- A 本事業は、継続的な事業実施を予定しておりますので、次年度の申請をご検討ください。

Q 12 防犯カメラの管理責任者と運用責任者の役割はなんですか。

- A ・管理責任者 設置した防犯カメラの画像データの管理や機器保全の責任者となります。録画機を入れる箱の鍵を保管してもらいます。また、防犯カメラ設置運用に関して問題が発生した場合や苦情等があった場合には、適切かつ迅速な措置を講ずるようお願いします。
- ・運用責任者 設置した防犯カメラの画像の抽出など実質的な機器操作の責任者です。原則、警察からの捜査照会があった場合にのみ操作が許されます。町内会等の裁量で法的根拠なく映像を利用・提供・閲覧することは、個人情報の不正利用や漏洩となり、損害賠償の責任を取るようになる可能性があるため厳禁です。
- ※管理責任者・運用責任者は、別表（防犯カメラ設置補助金交付要項の概要について）を遵守する必要があります。

Q 1 3 補助対象となり、工事に取りかかったが、工事完成が期限に間に合いそうにない場合どうすればいいか。

■ A 判明した段階で市役所生活安全課にご連絡ください。

Q 1 4 過去に取り付けたものは対象となりますか。

■ A 新設する場に限りです。既存の防犯カメラに係る費用（維持管理費、移設費、修繕費等）については一定の効果が見込まれるものの、本補助事業は、防犯カメラが未設置である地域への新規設置を優先し、地域全体の防犯環境の底上げを図っております。このため、既存カメラへの対応も対象とした場合、既に設置している団体に申請が偏るおそれがあり、未設置地域への整備が滞る可能性があることから、本事業では既存カメラに係る費用は補助対象外としています。

Q 1 5 防犯カメラの設置をする際の業者を教えてください。

■ A 市から特定の業者を紹介することはできませんが、見積もりの価格が適正か判断するために複数の業者から見積もりを貰うことを勧めます。

Q 1 6 防犯カメラを設置する際の業者は指定されていますか。

■ A 指定はありません。

Q 1 7 補助対象となる防犯カメラの性能について詳しく知りたい。

■ A 現状の防犯カメラの画質は一般的に300万～500万画素が主流です。200万画素以下の場合、映像が粗くなり特定ができなくなる可能性があります。赤外線やスターライトカメラ（センサーで光を拾う）等で夜間撮影が可能となります。

Q 1 8 本事業の要項第 3 条 5 項において「補助金の交付を受けた町内会等は、当該交付の日から起算して 5 年を経過するまでの間は、補助金の交付を受けることはできないものとする。」の詳細を知りたい。

A 同一の町内会等に対して短期間に繰り返し補助金が交付されることを防ぎ、市内各地に 1 基でも多くの防犯カメラを設置したい意図があります。複数基の設置を計画している場合において、2 基目の設置に対して補助金の交付を受けたときは、その交付の日を起点として改めて 5 年間の期間を起算します。また、年度をまたいで 2 基目の申請を行うことも可能です。

Q 1 9 1 本の柱に 2 台のカメラを設置したい場合の算出方法と申請方法について

A 補助金は防犯カメラ 1 台単位で算出するため、2 台分の補助金が交付可能です。支柱や工事等は 2 分の 1 にして計算する必要があるため、1 基それぞれ申請してください。

次ページより参考様式・様式を掲載

【防犯カメラ設置に関する決議書（参考様式）】

- 1 団体名 ○○町内会
  
- 2 決議事項 当町内会は、地域の防犯対策及び安全安心の確保を目的として、防犯カメラを設置することを決議する。
  
- 3 設置場所 ○○市○○町○丁目○番地付近（交差点付近等）
  
- 4 設置台数 ○台
  
- 5 運用管理 防犯カメラの管理及び運用については、別に定める管理運用規程に基づき適正に行うものとする。
  
- 6 個人情報の取扱い 撮影された映像については、関係法令及び管理運用規程に基づき適切に管理し、目的外利用は行わない。
  
- 7 費用負担 設置後に要する費用は、○○町内会の負担とする。
  
- 8 決議日 令和○年○月○日
  
- 9 決議方法 ○○町内会総会（または役員会）において審議の結果、出席者の総意をもって可決した。
  
- 10 出席者数 ○名

上記のとおり相違ないことを証する。

令和○年○月○日

○○町内会 会長 土浦 太郎 ⑩

## 〇〇町防犯カメラ管理運用規程（参考様式）

### 1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、\_\_\_\_\_に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、それをもって適正な設置運用を図るものとする。

### 2 設置目的

防犯カメラは、\_\_\_\_\_における犯罪に対する抑止力の向上及び安全・安心なまちづくりの推進を図るために設置するものとする。

### 3 設置者

防犯カメラの設置者は、\_\_\_\_\_とする。

### 4 管理責任者及び運用責任者

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、\_\_\_\_\_とする。
- (3) 防犯カメラの操作を行わせるため、運用責任者を置くものとする。
- (4) 運用責任者は、\_\_\_\_\_とする。

### 5 管理及び運用

- (1) 管理責任者は、防犯カメラ及び個人情報映像等の管理及び運用の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (2) 運用責任者は、防犯カメラの操作及び個人情報映像等の取扱いを担当する。
- (3) 防犯カメラの操作は、管理責任者の指揮監督の下、運用責任者が行うものとする。
- (4) 管理責任者及び運用責任者が変更になった時は、その都度、担当課に報告をする。

### 6 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数  
別紙配置図のとおり、\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_台の防犯カメラを設置する。
- (2) 設置の表示  
防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

## 7 個人情報映像データの適正な管理

### (1) 保管場所

録画装置は、収納ボックス内に施錠して保管する。収納ボックスの鍵は、管理責任者が保管するものとし、原則として画像の外部への持ち出し・転送を禁止する。

### (2) 保存期間

保存期間は、原則7日間とし、かつ、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合には上書きを自動的に行うものとする。

### (3) 管理に必要なこと

管理責任者等は、画像の漏えい及び流出の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (4) 画像の消去・廃棄

保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。

## 8 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため緊急で必要があると認められる場合

ウ 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

(2) 上記により画像の提供を行う時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

## 9 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、\_\_\_\_年ごとに保守点検を行うものとする。

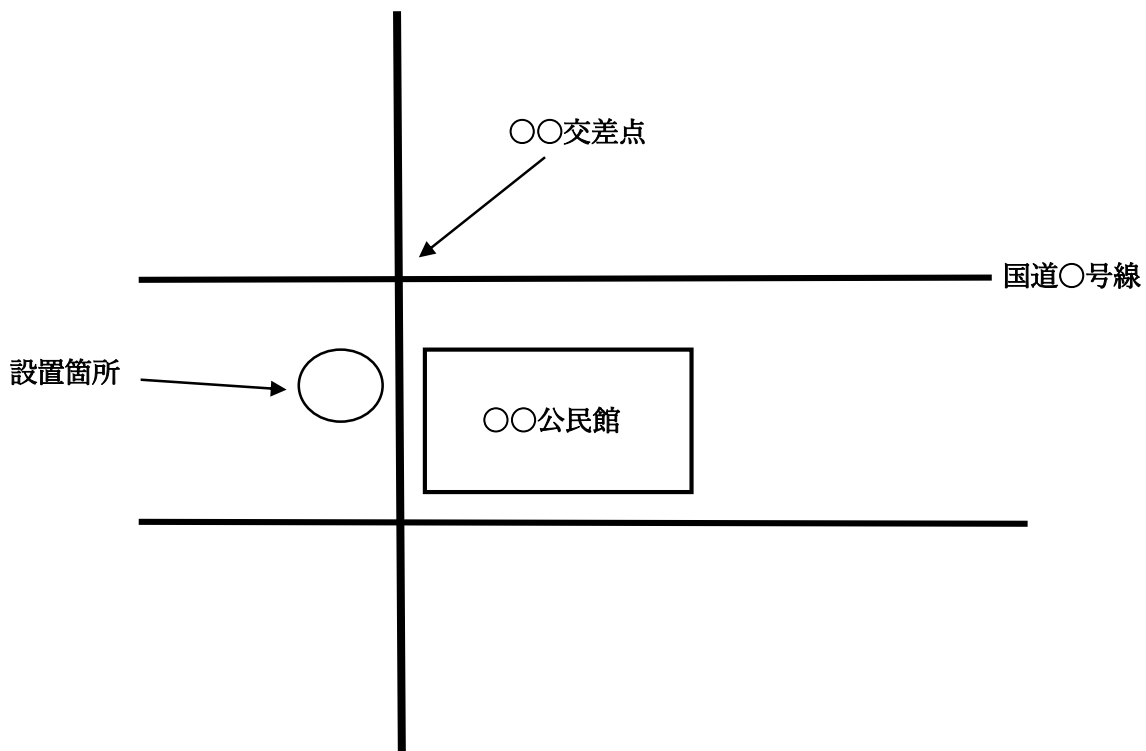
## 10 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けた時は、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

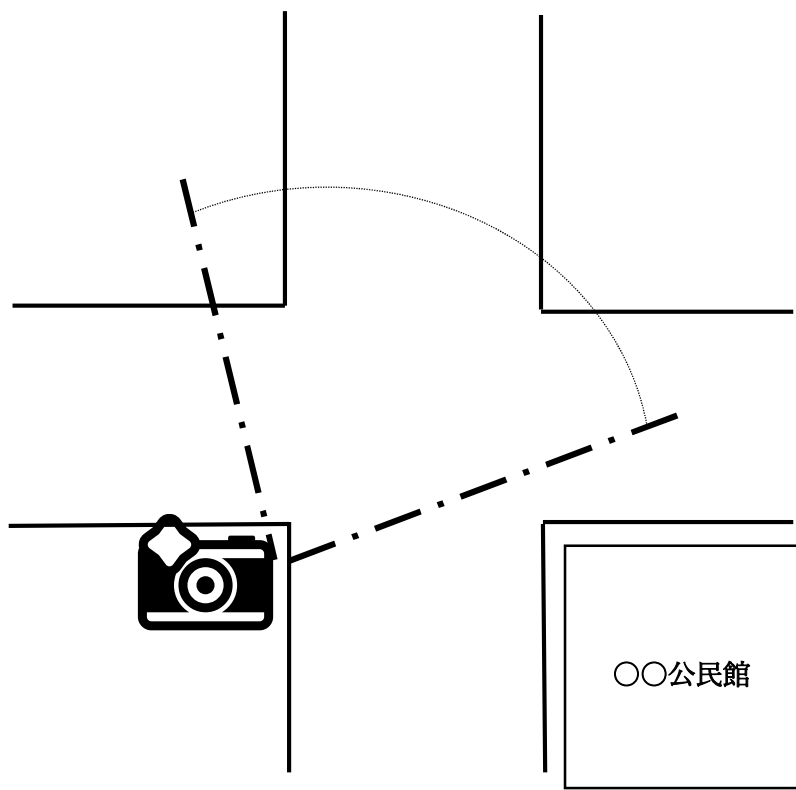
この規程は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から施行する。

防犯カメラ設置位置図（例）



※グーグルマップの印刷・自作の位置図等、内容が分かれば問題ありません。

防犯カメラ撮影範囲（例）



※グーグルマップの印刷・自作の位置図等、内容が分かれば問題ありません。

（申請先）土浦市長

申請者  
町内会等の名称  
代表者住所  
役職名  
代表者氏名  
連絡先

土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

土浦市防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付要項第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 防犯カメラを設置する場所

土浦市

2 設置工事施工予定日

着手日 年 月 日

完了日 年 月 日

3 補助金交付申請額

4 添付書類

- (1) 防犯カメラ等設置事業計画書（様式第2号）
- (2) 防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを明らかにする同意書又は決議書
- (3) 防犯カメラの設置位置図及び撮影範囲が分かる平面図
- (4) 防犯カメラの設置箇所の現況写真
- (5) 防犯カメラの仕様が分かるカタログ等の書類
- (6) 防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書
- (7) 土浦市防犯カメラの設置に伴う土地・建物使用同意書（様式第3号）又は許可関

係書類

- (8) 土浦市住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書（様式第4号）
- (9) 管轄警察署の意見書（様式第5号）
- (10) 防犯カメラの管理運用規程の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

土浦市防犯カメラ設置事業計画書

団 体 名	
代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	〒
代 表 者 電 話 番 号	
設置する防犯カメラの台数	台
画像記録装置その他必要な関連機器の種類、台数等	
防犯カメラの設置場所の詳細	
防犯カメラを設置する目的	
防 犯 カ メ ラ の 稼 働 予 定 日	年 月 日
備 考	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

土浦市長 様

土浦市防犯カメラの設置に伴う土地・建物使用同意書

私は、私が所有する下記の場所に防犯カメラを設置することに関し、下記防犯カメラ設置者と協議し、使用することに同意します。

記

1 防犯カメラ設置者

(町内会等の名称)

所在地

代表者氏名

連絡先

2 防犯カメラの設置場所

同意者

氏名

住所

連絡先

<市確認欄>

本人確認  本人確認済み

確認日 令和 年 月 日

所属

確認者氏名

土浦市長 様

土浦市防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書

私は、下記内容を理解したうえで、撮影範囲に自宅の全部又は一部が含まれることについて同意します。

記

1 防犯カメラ設置者

(町内会等の名称)

所在地

代表者氏名

連絡先

2 防犯カメラの設置場所

3 運用開始予定日

年 月 日

4 承諾内容

①設置場所について

②撮影範囲について

③撮影された映像及び記録媒体の保管・管理について

④管理責任者等について

⑤撮影された映像の利用及び提供の制限について

同意者

住所

氏名

連絡先

同意日 令和 年 月 日

**【市確認欄】**

本人確認  本人確認済み

確認日 令和 年 月 日

所属

確認者氏名

様式第5号（第5条関係）

管轄警察署の意見書

申請団体	団体名	
	代表者氏名	
	代表者住所	
	連絡先	
管轄警察署	管轄警察署	
	部署名	
	住所	
	連絡先	
	担当者氏名	
記入日	年 月 日	
意見の内容		
備考		

（報告先）土浦市長

報告者  
町内会等の名称  
代表者住所  
役職名  
代表者氏名  
連絡先

土浦市防犯カメラ設置事業完了実績報告書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定の通知を受けた事業を  
下記のとおり実施したので、土浦市補助金等交付規則第12条第1項の規定により報告し  
ます。

記

1 事業実績額 円

2 補助事業の内容及び実績

補助金交付決定額		円		
工事施行日	着手日	年	月	日
	完了日	年	月	日

3 添付書類

- （1）防犯カメラの設置後の現況写真
- （2）防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

（請求先）土浦市長

請求者

町内会等の名称

代表者住所

役職名

代表者氏名



連絡先

土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

年 月 日付け 発第 号で確定した土浦市防犯カメラ設置事業補助金について、土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付要項第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 補助金の振込先

金融機関名		本店・支店 名等	
預金種目		口座番号	
口座名義人	フリガナ -----		

3 添付書類 振込先口座の内容が分かるもの

記 録 簿

閲覧の日時		
閲覧の場所		
閲覧者	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
閲覧の目的		
閲覧した画像の範囲		
閲覧の条件		
特記事項		